

## 「はじめての理療教育学校関係者評価への検討と謝辞」

学校教育法の規定に基づきまして、この度、就労移行支援（養成施設）理療教育学校関係者評価委員会から、令和元年度学校評価（自己評価）に対する評価を初めていただきました。

この学校関係者評価の主な目的は、自己評価の結果について学校外の関係者による評価を受けて、自己評価結果の客観性・透明性を高めることとされています。

また、本センター就労移行支援（養成施設）理療教育専門課程は、学校教育法に基づく専修学校やあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に認定された養成施設という教育的側面に加えて、障害者総合支援法に指定される障害者支援施設という社会的側面を複合的、また重層的に有する視覚障害者を対象とする教育課程である点が、他の教育機関と異なる大きな特色といえます。

今年春頃からの新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大が社会機能に大きな支障を与える中で、学校評価委員会の各委員の方には、電子メールを活用した意見交換、質疑を通して本センター専門課程の特性や社会的役割について充分にご賢察の上、先に実施した令和元年度理療教育学校評価（自己評価）の妥当性を概ねご承認いただきましたことに、心より感謝の意を申し上げます。

その上で、いただきました幾つかのご指摘、問題提起等の説示より、本センター令和2年度事業計画重点事項において取り組んでいること、さらに次年度以降に取り組んでゆくべき課題や現状において考えられる解決の方途についてご報告し、評価への御礼とさせていただければ幸いです。

### ◎Ⅱ施設運営分野「統合ネットワークシステムの利活用の推進について」

本センターでは、一作年度より厚生労働省内ネットワークシステムに完全移行しましたが、視覚障害を有する教官に対するシステム仕様上のユーザビリティの配慮不足、視覚障害の有無に関わらず、職員全般のスキル不足や高度な情報セキュリティ機能をもつ業務システムへの職員の習熟不足、等々の多くの要因が複雑に絡み合い、その解決を困難にしていた面がありました。

しかし既に、情報共有手段としての身近な業務用データの活用に所沢センターを中心に取り組み始め、その有効活用に向けて前進を始めています。さらに本センターでは、この機会に全盲の教官に対するMS-Officeソフトのキーボードナビゲーション操作の研修会を改めて実施し、MS-Officeや視覚障害補償ソフトウェアやWebブラウジングの基本から応用的な操作体系の習得に取り組む予定です。

システムの有効活用には、正しく理解して、まず活用すること、その上でシステムの改善点を具体的に指摘、提案て一つ一つ改修することが重要と考えて取り組んでゆきます。

#### ◎Ⅱ施設運営分野「リモート授業への取組みについて」

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、リモート授業の想定と準備をご提案いただきました。多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所での履修を認める専修学校設置基準の規定や、学修機会の確保を促す文部科学省通知を根拠として、速やかに遠隔授業の準備に取りかかります。

その際に重要なことは、視覚障害教育における授業のオンライン化の効果と限界を深く見極めながら、より有効な遠隔授業を模索してゆくことと考えます。オンラインを利用した授業の導入は、このコロナ禍への対策の視点のみではなく、これからの新しい授業方法、学習方法の開発と導入の機会ととらえることが重要です。普段の授業だけでなく、資格試験に不合格となった卒業生への新しい教育支援策の可能性の視点からも実施準備に取りかかります。

#### ◎Ⅲ教育活動分野「科目担当者間、教官同士の連携の促進について」

教官相互の研修成果の共有、技能的連携の促進だけでなく、平素の教官同士の連携の域にもやや課題があることは否めません。

そこで令和2年度の取組みの中核として、業務遂行上の責任者をより明確にすることとしました。教育・学習支援はサービス管理責任者と学級担任を、研修研修を含む業務遂行は担当の各主任教官を中心とする教務課業務分掌に再編成し直して、令和2年度より適用しているところです。

教務課の教官同士が組織的に連携するとき、リスクマネジメントに貢献するだけでなく、さらに効果的な教育支援力を発揮することを各教官に意識化させることを図ります。

令和2年8月20日

教務課長 太田 浩之  
サービス管理責任者 桑崎、田端